

# AIDA

## 第81回 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時30分  
（受付開始予定 午前9時30分）

### 場所

アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 目次

■ 第81回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	11
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	12
第5号議案 大規模買付行為への対応方針 （買収防衛策）継続の件	14
添付書類	
■ 事業報告	27
■ 連結計算書類	45
■ 計算書類	47
■ 監査報告書	49
ご参考	
■ 事業トピックス	52
■ 株主メモ	54

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第81回定時株主総会を平成28年6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

3カ年中期経営計画の中間年度にあたる平成28年3月期の業績は、売上高が前年度に比べ微減となりましたが、収益性・原価率の改善に努めた結果、営業利益および経常利益は過去最高を更新する実績を上げることが出来ました。親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりましたが、配当金につきましては、前年度と同額の1株当たり30円とすることを第81回定時株主総会でご提案申し上げます。

さて、当社は平成29年3月に創業100周年を迎えます。創業以来、一貫してお客様のモノづくりをお手伝いする成形システムビルダとして取り組み、100年もの長きにわたり事業を継続してこられましたのも、ひとえに株主の皆様をはじめ多くの皆様のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。また、平成29年3月期は中期経営計画の最終年度にもあたる節目の年であり、当社グループが一丸となって目標の達成に取り組んでまいります。

今後とも皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

会田 仁一

平成28年6月

株主各位

証券コード 6118  
平成28年6月6日

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号  
**アイダエンジニアリング株式会社**  
代表取締役社長 会田 仁一

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時30分
- 2. 場 所** 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号  
当社 本社会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
- 3. 目的事項**
  - 報告事項**
    - 第81期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
    - 会計監査人及び監査役会の第81期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役8名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件
    - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
    - 第5号議案 大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

#### (ご案内)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の議事進行は、日本語で行います。また、当社では通訳を用意しておりませんので、ご了承ください。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。6頁以降の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会に当日ご出席いただける株主様



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずに、そのまま会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

平成28年6月28日（火曜日）  
午前10時30分

### 株主総会に当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席願えない場合は、郵送または電磁的方法により、議決権をご行使いただけます。

#### 郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

平成28年6月27日（月曜日）  
午後6時 までに到着

#### 電磁的方法（インターネット）によるご行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

#### 行使期限

平成28年6月27日（月曜日）  
午後6時 までに入力

詳細は次頁をご覧ください。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

## 電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

### 1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスの上、議決権をご行使ください。
- インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネットご利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。

### 2 議決権行使方法について

- 行使期限は平成28年6月27日（月曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、「ログイン」ボタンを押してください。
- 初回「ログイン」時には、「パスワード」変更画面に遷移いたします。
- 「賛否入力欄」及び「行使用のボタン」がございましたので、<ご注意>の内容をご確認の上、ご利用ください。

（ご注意）

- ・「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、株主様の「パスワード」を弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・「パスワード」は一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

### 3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

### 4 その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話番号 **0120-768-524**（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く））

書面又は電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

以上

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率(DOE)も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産性向上・品質向上のための設備投資及びグローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 1,951,867,350円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となりますので、あらためて取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>あい だ きみ かず 会 田 仁 一 (昭和26年12月13日生)</p>	<p>昭和51年12月 当社入社 昭和57年 6月 取締役 平成 元年 9月 代表取締役（現任） 平成 4年 4月 取締役社長（現任） 平成13年 4月 最高経営責任者（CEO）（現任） 平成23年10月 開発本部長（現任）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダアメリカ CORP. 会長 アイダ S.r.l. 会長</p>	1,443,280株
2	<p><b>再任</b></p> <p>なか にし なお よし 中 西 直 義 (昭和26年6月3日生)</p>	<p>昭和45年 3月 当社入社 平成 9年 6月 取締役 平成12年 5月 常務取締役 平成13年 6月 取締役（現任） 平成22年 1月 生産本部長 平成22年 6月 事業執行責任者（COO）（現任） 平成23年10月 副社長執行役員（現任） 平成25年 1月 営業・サービス本部長 平成26年 3月 グローバル事業推進室長（現任）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	123,811株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p><b>再任</b></p> <p>ヤップ テック メン (昭和37年9月4日生)</p>	<p>平成 8年 6月 アイダマニファクチャリング (マレーシア) SDN. BHD. (現アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.) 入社</p> <p>平成19年11月 当社執行役員 平成22年 6月 当社常務執行役員 平成25年 6月 当社取締役上席執行役員 平成26年 6月 当社取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダグレイターアジアPTE. LTD. 会長兼社長 アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. 会長兼社長 会田工程技術有限公司董事長 会田鍛圧机床有限公司董事長</p>	0株
4	<p><b>再任</b></p> <p>ます だ けん 増 田 健 (昭和35年10月14日生)</p>	<p>平成 3年 2月 当社入社 平成22年 6月 管理部長 平成24年 6月 執行役員 平成25年 6月 取締役上席執行役員 平成26年 3月 管理本部長 (現任) 平成27年 6月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダホンコンLTD. 会長兼社長</p>	10,431株
5	<p><b>再任</b></p> <p>きた の つかさ 北 野 司 (昭和35年12月8日生)</p>	<p>平成 元年 7月 当社入社 平成23年10月 営業・サービス本部副本部長 平成24年 6月 執行役員 平成25年 6月 上席執行役員 (現任) 平成27年 3月 営業本部長 (現任) 平成27年 6月 取締役 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	6,348株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p><b>再任</b></p> <p>すず き とし ひこ 鈴木 利彦 (昭和36年8月28日生)</p>	<p>平成23年12月 当社入社 平成26年 3月 営業本部副本部長 平成26年 6月 執行役員 平成27年 5月 技術本部長 (現任) 平成27年 6月 取締役上席執行役員 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社アクセス代表取締役社長</p>	4,293株
7	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>おお いそ きみ お 大磯 公男 (昭和21年10月8日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)</p>	<p>平成12年 7月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 監査役 平成19年 7月 同社代表取締役専務執行役員 平成20年 6月 当社監査役 平成22年 7月 財団法人 (現公益財団法人) 心臓血管 研究所理事長 平成24年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	5,088株
8	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>ご み ひろ ふみ 五味 廣文 (昭和24年5月13日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 10回/10回 (100%) (平成27年6月就任後)</p>	<p>昭和47年 4月 大蔵省 (現財務省、以下同様) 入省 平成 8年 7月 大蔵省銀行局調査課長 平成10年 6月 金融監督庁 (現金融庁) 検査部長 平成12年 7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 平成13年 7月 金融庁検査局長 平成14年 7月 金融庁監督局長 平成16年 7月 金融庁長官 平成19年 7月 金融庁離職 平成21年11月 青山学院大学特別招聘教授 (現任) 平成23年 6月 株式会社ミロク情報サービス監査役 (現任) 平成26年 1月 西村あさひ法律事務所アドバイザー (現任) 平成27年 2月 ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (現任) 平成27年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。  
3. 大磯公男氏及び五味廣文氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①社外取締役候補者の選任理由について

大磯公男氏は、保険業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

五味廣文氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、元金融庁長官としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社は大磯公男氏及び五味廣文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員として指定する予定であります。

②社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

大磯公男氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年、五味廣文氏の社外取締役の在任期間は本総会の終結の時をもって1年であります。

5. 社外取締役との責任限定契約について

大磯公男氏及び五味廣文氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 金井洋氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p>かな い ひろし 金 井 洋 (昭和30年9月15日生)</p> <p>【取締役会への出席状況】 11回/12回 (92%)</p> <p>【監査役会への出席状況】 9回/10回 (90%)</p>	<p>平成22年 4月 第一生命保険株式会社常務執行役員 平成23年 6月 第一生命保険株式会社取締役常務執行役員 平成24年 6月 当社監査役(現任) 平成26年 4月 第一生命保険株式会社取締役専務執行役員 平成27年 4月 第一フロンティア生命保険株式会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 第一フロンティア生命保険株式会社代表取締役社長</p>	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 金井洋氏は会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①社外監査役候補者の選任理由について

金井洋氏は、保険業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員として指定する予定であります。

②社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

金井洋氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 社外監査役候補者との責任限定契約について

金井洋氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当該補欠監査役につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消す場合があります。

また、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p><b>再任</b></p> <p>わか ばやし ひろ お 若 林 寛 夫 (昭和18年8月23日生)</p>	<p>平成 9年 7月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社） 取締役</p> <p>平成17年 7月 同社取締役専務執行役員</p> <p>平成20年 6月 当社取締役</p> <p>平成24年 6月 当社補欠監査役（現任）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 該当事項はありません。</p>	14,200株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員の独立性について以下の判断基準を設けております。

原則として、現在または過去1年以内において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
  - A. 上記（1）～（6）に該当する者。
  - B. 当社およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

## 第5号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます）の維持を決定するとともに、当社株式等の大規模な買付行為への対応方針（以下「現行対応方針」といいます）を継続することを決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

現行対応方針については、その有効期限が平成28年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとされていることから、当社は、情勢の変化、法令等の改正その他の状況を踏まえ、当社株主全体の利益の確保・向上のための取組みとして現行対応方針の在り方について更なる検討を行ってまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針を維持することを決定するとともに、平成28年6月28日に開催される予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社株式等の大規模な買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます）として継続することを決定しておりますが、これにつきまして株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本対応方針の継続に当たり、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの変更（下記Ⅱ）及び一部語句の修正・整理等を行っておりますが、現行対応方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

平成28年6月28日に開催される予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針はかかる承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。

本対応方針は、上記当社取締役会において出席取締役の全員一致により承認されており、また当社監査役3名（全て社外監査役）全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成しております。

なお、現在、当社株式等の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされておられません。

### 記

#### Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短

期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること  
が不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（詳細につきましては、下記Ⅲ3.(1)の(注4)をご参照ください)と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます)

## Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲに記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する」というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと長期的な信



頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社社員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）が行われる場合には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めております。（本Ⅲ記載の当社株券等の大規模買付行為への対応方針を、以下「本対応方針」といいます）

注1：「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます）、又は (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、(i) 特定株主グループが注1の (i) の記載に該当する場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も計算上考慮されるものとします）と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします）、又は (ii) 特定株主グループが注1の (ii) の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

#### 1. 大規模買付ルールの必要性

上記Ⅰ記載のとおり、当社としましては、大規模買付行為に際しては、大規模買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

なお、当社には、平成28年3月31日現在で7,113名の株主がおり、そのほとんどが個人株主の方々であります。当社は、独立系の企業であることから特定の大株主はおりません。平成28年3月31日現在の大株主の状況は「別紙1」に記載のとおりです。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会による検討、評価及び意見形成のため必要な範囲で追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含み、特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更につい

- ての予定を含みます)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
  - ④ 大規模買付行為完了後に意図又は想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社及び当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社及び当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます）
  - ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係に関する方針
  - ⑥ 大規模買付者が当社の事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、大規模買付行為の提案があった事実は、当該提案があった時点で速やかに開示し、また当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に、取

締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、下記（3）記載の特別委員会の勧告を尊重した上で、下記（2）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、下記（3）記載の特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

注4：「濫用目的によるもの又は不適切なもの」とは、例えば、大規模買付者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、⑤最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）、などを想定しています。

## **(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は「別紙2」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。また、新株予約権の無償割当等に関しては、下記（3）記載の特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。なお、当社は、新株予約権証券の発行について発行登録（平成27年6月25日提出）を行っておりますが、当該発行登録の有効期限が平成28年7月2日となっているため、また新たに新株予約権証券の発行について発行登録を行う予定です。

## **(3) 特別委員会の設置**

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会運営規則（その概要については「別紙3」をご参照ください）に従い、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注5）の中



から選任します。なお、特別委員会の委員の氏名・略歴は「別紙4」に記載のとおりです。

本対応方針においては、上記Ⅲ3. (1) 記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、上記Ⅲ3. (2) 記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を満たしておりますが、上記Ⅲ3. (1) 記載のとおり当社株主の皆様の利益を守るために例外的に対抗措置をとる場合及び上記Ⅲ3. (2) 記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

#### (4) 対抗措置の発動の中止等について

上記Ⅲ3. (1) 記載の例外的対抗措置をとること、又は上記Ⅲ3. (2) 記載のとおり対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、対抗措置の発動を中止するときは、①当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、②新株予約権の無償割当後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当該新株予約権を無償取得します。

### 4. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模

買付者を除きます) が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することとする場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。

なお、上記Ⅲ3. (4) に基づいて当社取締役会が対抗措置としての新株予約権の発行の中止または当該新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり株式の価値の希釈化は最終的に生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 5. 本対応方針の有効期限、継続及び変更・廃止

本対応方針は、平成28年6月28日に開催される予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、上記平成31年6月に開催される予定の当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、上記有効期限は同様に更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の整備等や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ本対応方針の随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更又は廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

### Ⅳ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

#### 1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様へ与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役

会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

## 2. 本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記 I 記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様への承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

## 3. 本対応方針が会社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様への承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

### 当社大株主の状況

平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
第一生命保険株式会社	4,000	6.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,388	5.21
日本生命保険相互会社	2,533	3.89
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,446	3.76
株式会社みずほ銀行	2,179	3.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,937	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	1,865	2.87
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,800	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,433	2.20

- (注) 1. 上記のほか自己株式が8,585千株あります。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(65,062,245株)を基準に算出しております。  
 3. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、株式給付信託(J-ESOP)における当社株式の再信託先です。



## 別紙2

新株予約権の無償割当を行う場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
当社取締役会において別途定めるものとする。  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。
7. 新株予約権の行使期間、取得条項及び取得条件等  
新株予約権の行使期間、取得条項及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。  
なお、取得条項及び取得条件を設け、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、金員等の経済的対価の交付は行わないものとする。また、当社は、新株予約権の効力発生日から、行使期間の開始日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

特別委員会運営規則の概要

1. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外にある者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
2. 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終了時に満了する。但し、当該取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。
3. 特別委員会は、当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる）又は各特別委員会委員が招集する。
4. 特別委員会の議長は、特別委員会委員の互選によって選出される特別委員会委員長がこれを務めるものとし、特別委員会委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。
5. 特別委員会の決議は、特別利害関係者を除く全ての特別委員会委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
6. 特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に勧告を行う。なお、当社取締役会は、以下の(1)及び(2)のそれぞれの場合について、各号記載の事項を特別委員会に対して諮問しなければならない。
  - (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことを理由として対抗措置の実施を決定する場合
    - ① 当該買付者による買付行為が大規模買付行為に該当するか否か
    - ② 当社が大規模買付ルールを適正に運用したか否か
    - ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
    - ④ 当該対抗措置の必要性及び相当性並びに実施の是非
  - (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であって、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるものであることを理由として例外的に対抗措置の実施を決定する場合
    - ① 当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるか否か
    - ② 当該対抗措置の必要性及び相当性並びに実施の是非
7. 特別委員会は、上記6. の審議・決議を行うに際して、必要な範囲で、当社の費用をもって以下の(1)乃至(3)記載の各行為を行うことができる。
  - (1) 当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること。
  - (2) 当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要な者と認める者に対し、特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること。
  - (3) その他当社取締役会が認めた行為。

## 別紙 4

特別委員会の委員の氏名及び略歴

小松 弘忠 (こまつ ひろただ)

昭和15年生

平成 6年 6月 本田技研工業株式会社取締役

平成10年 6月 同社常務取締役

増田 昭男 (ますだ あきお)

昭和7年生

昭和36年 1月 株式会社増田製作所代表取締役社長

平成 4年 5月 社団法人日本金属プレス工業協会 (現一般社団法人日本金属プレス工業協会) 理事・相談役 (現任)

平成 5年 5月 社団法人東京都金属プレス工業会 (現一般社団法人東京都金属プレス工業会) 名誉会長 (現任)

平成10年 4月 株式会社増田製作所代表取締役会長

平成21年 6月 株式会社増田製作所取締役会長 (現任)

福田 親男 (ふくだ ちかお)

昭和17年生

昭和46年 4月 弁護士 登録 (現任)

昭和55年 1月 湯浅・原法律特許事務所パートナー

平成 3年 4月 当社顧問弁護士 (現任)

平成 9年 4月 福田・近藤法律事務所設立 (現在に至る)

平成14年 2月 日本ライセンス協会会長

平成19年10月 Licensing Executives Society International Inc., President

若林 寛夫 (わかばやし ひろお)

昭和18年生

平成 9年 7月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 取締役

平成17年 7月 同社取締役専務執行役員

平成20年 6月 当社取締役 (社外取締役)

平成24年 6月 当社補欠監査役 (現任)

(注) 1. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 若林寛夫氏は、当社の社外監査役ではない監査役の補欠監査役であります。

なお、同氏は、平成28年6月28日開催の当社第81回定時株主総会終結の時をもって補欠監査役の任期が満了となりますが、第4号議案に記載のとおり、本総会において補欠監査役として再任する旨の議案を上程しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済については、中国等の新興国経済の低迷が続く中、米国を中心とする先進国が牽引する形で全体としては緩やかな回復を辿りましたが、後半は先進国経済も鈍化の兆しを見せつつあり、下振れリスクが拡大している状況です。国内経済についても緩やかな回復を続けてきましたが、海外経済の減速のあおりで企業業績の伸びは鈍化し、円高の進行や個人消費の伸び悩み等先行きの不透明感が強まっている状況です。

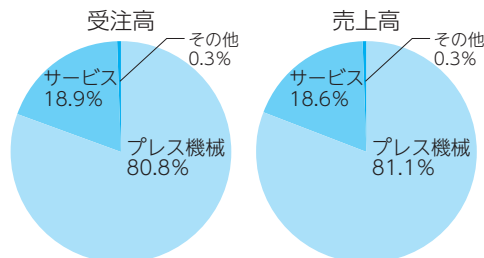
鍛圧機械業界におきましては、海外向けが12.3%減となった結果、当連結会計年度の受注は前連結会計年度比6.4%減の1,460億8百万円（一般社団法人日本鍛圧機械工業会プレス系機械受注額）となりました。

このような中、当連結会計年度の受注高は、日本及び欧州での伸びが寄与し、754億7千4百万円（前連結会計年度比7.4%増）となりましたが、受注残高は、年度後半の円高により円貨換算額が目減りし518億7千8百万円（同0.1%減）となりました。売上高につきましては、米州での落込みをアジアの増加がカバーし、755億2千9百万円（同1.8%減）となりました。利益面では、原価率改善等により営業利益は80億3千7百万円（同2.2%増）となり、経常利益は83億6千4百万円（同1.9%増）となり、いずれも過去最高を更新しました。親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度における特別利益の剥落等により57億8千2百万円（同6.8%減）となりました。

### (2) 部門別の概況

(単位：百万円)

区 分	受注高		売上高	
	金額	前期比 増減	金額	前期比 増減
プレス機械	60,949	8.2%	61,234	△2.6%
サービス	14,282	4.1%	14,072	2.0%
その他	242	32.3%	222	11.6%
合 計	75,474	7.4%	75,529	△1.8%



### a.プレス機械

主に大型タンデムラインを複数ライン受注したことにより、受注高は609億4千9百万円（前連結会計年度比8.2%増）となりましたが、売上高は主に米州の売上が落ち込み612億3千4百万円（同2.6%減）となりました。

### b.サービス

近代化工事案件が好調だったこと等により、受注高は142億8千2百万円（前連結会計年度比4.1%増）、売上高は140億7千2百万円（同2.0%増）となりました。

### c.その他

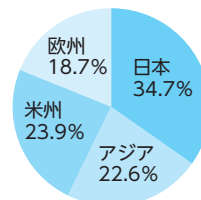
受注高は2億4千2百万円（前連結会計年度比32.3%増）、売上高は2億2千2百万円（同11.6%増）となりました。

## (3) 所在地域別の概況

(単位：百万円)

外部顧客向け売上高

	所在地域				調整額	合計
	日本	アジア	米州	欧州		
売上高	44,041	20,989	19,008	14,853	△23,363	75,529
うち外部顧客向け	26,216	17,096	18,065	14,151	—	75,529
営業利益	4,967	2,321	1,327	△490	△88	8,037



日 本：輸出を含め自動車関連向け中・大型プレス機の売上減少を、高速精密機や汎用機の売上増加がカバーし売上高は440億4千1百万円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。セグメント利益は中・大型プレス機の原価低減や製品ミックス改善が寄与し49億6千7百万円（同4.3%増）となりました。

アジア：自動車関連向け中・大型プレス機の工事進行基準売上や汎用機の域外輸出増加等により、売上高は209億8千9百万円（前連結会計年度比11.3%増）となり、セグメント利益は増収効果と原価低減等により23億2千1百万円（同57.0%増）となりました。

米 州：自動車関連向け中・大型プレス機の工事進行基準売上の減少等により、売上高は190億8百万円（前連結会計年度比23.0%減）となり、減収等によりセグメント利益は13億2千7百万円（同16.4%減）となりました。

欧 州：自動車関連向け中・大型プレス機の工事進行基準売上の増加により売上高は現地通貨ベースでは前連結会計年度比2.2%の増加となりましたが、円高の影響で円貨換算では前連結会計年度比0.6%減の148億5千3百万円となりました。セグメント利益は原価率悪化により4億9千万円の損失（前連結会計年度はセグメント利益7千8百万円）となりました。

#### (4) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は、46億5千4百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ① 生産増強と共同生産強化を目的に、日本・アメリカ工場に大型加工設備導入
- ② アメリカ工場の増産を目的に、現工場の増築（約3,000㎡）および生産付帯機能強化
- ③ 相模事業所においては、働きやすい現場環境整備とコスト削減の両立を目的に、自家ガス発電機を導入

#### (5) 資金調達の状況

当期において、重要な借入並びに株式及び社債の発行はありませんでした。

#### (6) 対処すべき課題

平成29年3月期は、平成27年3月期より開始した中期経営計画の最終年度と創業100周年を迎える節目の年度でもあり、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、進化・追求する」というビジョンのもと、3つの重要指針である「更なる事業拡大を実現する基盤の構築」、「グローバル市場におけるトップブランドの確立」、「素形材成形の新技術追求」につき、グループを挙げて強力に推進し、数値目標である「売上高800億円以上」、「営業利益率を安定的に10%以上」の達成を目指すことに加え、コーポレートガバナンスを強化していくことを当社の課題として取り組んでまいります。

具体的な施策といたしましては、次のとおりであります。

##### ① プレス・自動化装置ビジネス

営業活動については、グローバル営業資源を最大活用し、販売情報の一元化を推進して、地域密着型販売体制とグローバル個別機販売体制それぞれの機能の最適化と顧客戦略の強化を図ってまいります。開発活動においては、市場に評価されているサーボプレスの更なる進化、新たなモーター開発によって商品力の強化を進めます。生産活動については、特に大型個別機のグループ会社によるグローバルな共同生産を進化・発展させ、各国生産拠点における現地調達比率の拡大、ユニット部品完成度の向上を図り、市場競争力のある、「工期・コスト」を実現すべく努めてまいります。

また、需要が拡大するプレス加工自動化システムで重要な機能を担う自動化装置分野については、自社製自動化装置の装着率向上に向けた自動機（アルミ対応等）商品の開発、国内外サプライヤーとの協業推進と内製化比率の拡大に努めてまいります。

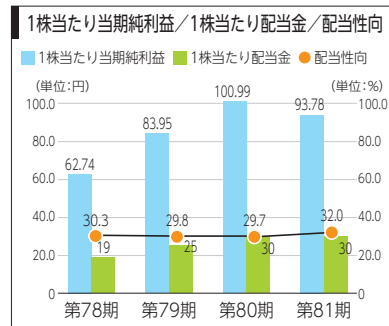
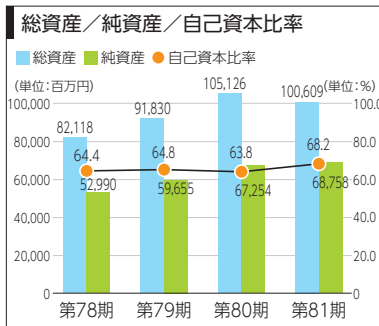
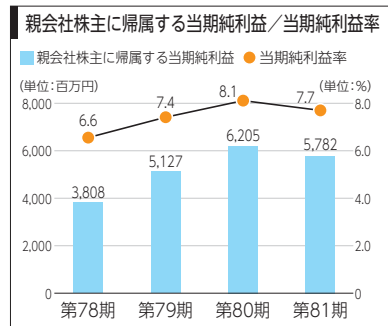
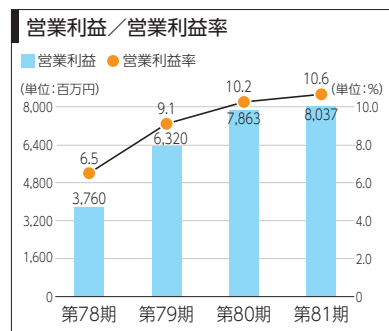
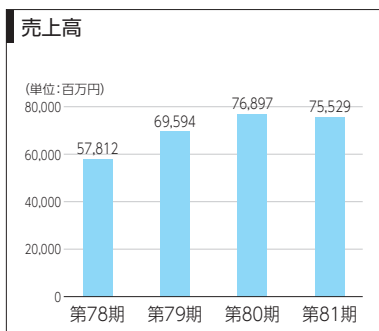
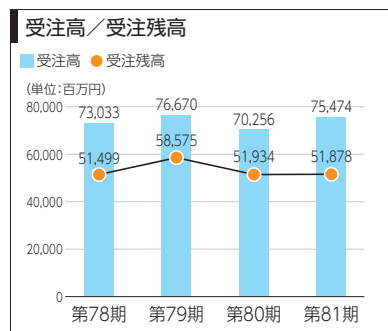
##### ② アフターサービスビジネス

顧客の生産設備安定稼働につながる予防保全サービスの強化および生産効率改善・付加価値向上を実現するレトロフィット（設備近代化）分野の商品拡充等「提案型」ビジネスの強化による収益拡大に努めてまいります。

## (7) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 (24.4.1～25.3.31)	第79期 (25.4.1～26.3.31)	第80期 (26.4.1～27.3.31)	第81期 (当連結会計年度) (27.4.1～28.3.31)
受注高 (百万円)	73,033	76,670	70,256	75,474
売上高 (百万円)	57,812	69,594	76,897	75,529
営業利益 (百万円)	3,760	6,320	7,863	8,037
経常利益 (百万円)	4,077	6,715	8,208	8,364
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,808	5,127	6,205	5,782
1株当たり当期純利益 (円)	62.74	83.95	100.99	93.78
純資産 (百万円)	52,990	59,655	67,254	68,758
総資産 (百万円)	82,118	91,830	105,126	100,609

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均株式数(期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。  
 2. 会計方針の変更に伴い、第78期及び第79期の数値は遡及修正しております。



## (8) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、プレス機械を主力とする鍛圧機械、これに付帯する各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業としております。

## (9) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

### ①当社の主要な事業所

- ・本 社 神奈川県相模原市
- ・営業所 小山 (栃木県小山市)、高崎 (群馬県高崎市)、神奈川 (神奈川県相模原市)  
浜松 (静岡県浜松市)、中部 (愛知県安城市)、大阪 (大阪府門真市)  
中四国 (広島県福山市)
- ・出張所 福岡 (福岡県福岡市)
- ・工 場 相模工場、津久井工場、下九沢工場 (神奈川県相模原市)  
白山工場 (石川県白山市)

### ②子会社の主要な事業所

会 社 名	本社所在地	工場所在地
株 式 会 社 ア ク セ ス	石川県 白山市	石川県 白山市
アイダアメリカ C O R P .	アメリカ オハイオ州	アメリカ オハイオ州
ア イ ダ S . r . l .	イタリア プレシア市	イタリア プレシア市
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	シンガポール	
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	マレーシア ジョホール州
ア イ ダ ホ ン コ ン L T D .	香港	
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	中国 上海市	
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	中国 江蘇省 南通市	中国 江蘇省 南通市

## (10) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株 式 会 社 ア ク セ ス	50百万円	100	電子制御装置及び自動装置システムの製造・販売
アイダアメリカ C O R P .	32,709千米ドル	100	プレス機械の製造・販売・サービス
ア イ ダ S . r . l .	30,000千ユーロ	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	300千シンガポールドル	100	プレス機械の販売・サービス
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	64,842千リンギット	(注) 100	プレス機械の製造・販売・サービス
ア イ ダ ホ ン コ ン L T D .	660千香港ドル	100	プレス機械の販売・サービス
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	168,857千人民元	(注) 100	プレス機械の販売・サービス
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	170,237千人民元	(注) 100	プレス機械の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、子会社保有の間接保有割合を含め記載しております。  
2. 上記を含め、当社の連結子会社は23社となっております。



②事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(11) 従業員の状況**

(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,951名	133名増

**(12) 主要な借入先**

(平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,551
株式会社三菱東京UFJ銀行	612
第一生命保険株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500

(注) 外貨建ての借入金残高は、当年度末の為替レートで円換算しております。

**(13) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当するものではありません。

**(14) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当するものではありません。

**(15) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当するものではありません。

**(16) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当するものではありません。

**(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当するものではありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 188,149,000株
- (2) 発行済株式の総数 73,647,321株（自己株式8,585,076株を含む）
- (3) 株主数 7,113名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
第一生命保険株式会社	4,000	6.15
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	3,388	5.21
日本生命保険相互会社	2,533	3.89
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,446	3.76
株式会社みずほ銀行	2,179	3.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,937	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	1,865	2.87
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,800	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,433	2.20

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（65,062,245株）を基準に算出しております。  
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、株式給付信託（J-ESOP）における当社株式の再信託先です。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当するものではありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

##### ①取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行決議日（取締役会）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使金額	人数	権利行使期間
平成19年9月10日（注）	15個	普通株式 15,000株	1円	2人	平成19年9月27日から平成49年9月26日まで
平成20年9月8日（注）	21個	普通株式 21,000株	1円	2人	平成20年9月26日から平成50年9月25日まで
平成21年9月7日（注）	47個	普通株式 47,000株	1円	2人	平成21年9月26日から平成51年9月25日まで
平成22年9月7日（注）	41個	普通株式 41,000株	1円	2人	平成22年9月25日から平成52年9月24日まで
平成23年9月13日（注）	35個	普通株式 35,000株	1円	3人	平成23年9月30日から平成53年9月29日まで
平成24年11月13日（注）	42個	普通株式 42,000株	1円	3人	平成24年11月30日から平成54年11月29日まで
平成25年9月10日（注）	32個	普通株式 32,000株	1円	4人	平成25年9月27日から平成55年9月26日まで
平成26年9月9日（注）	23個	普通株式 23,000株	1円	4人	平成26年9月30日から平成56年9月29日まで
平成27年9月8日（注）	22個	普通株式 22,000株	1円	6人	平成27年9月29日から平成57年9月28日まで

（注）当該新株予約権等は、株式報酬型ストック・オプションを割り当てるためのものです。

##### ②社外取締役の保有状況

該当するものではありません。

##### ③監査役の保有状況

該当するものではありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当するものではありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものではありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

当社での地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	会 田 仁 一	最高経営責任者（CEO）、開発本部長、アイダアメリカCORP.会長、アイダS.r.l.会長
取 締 役	中 西 直 義	副社長執行役員、事業執行責任者（COO）、グローバル事業推進室長
取 締 役	ヤップ テック メン	常務執行役員、アイダプレイヤーアジアPTE. LTD.会長兼社長、アイダエンジニアリング(M) SDN. BHD.会長兼社長、会田工程技術有限公司董事長、会田鍛圧机床有限公司董事長
取 締 役	増 田 健	常務執行役員、管理本部長、アイダホンコンLTD.会長兼社長
取 締 役	金 村 貞 行	上席執行役員、サービス本部長
取 締 役	北 野 司	上席執行役員、営業本部長
取 締 役	鈴 木 利 彦	上席執行役員、技術本部長、株式会社アクセス代表取締役社長
取 締 役	大 磯 公 男	
取 締 役	五 味 廣 文	
常勤監査役	松 本 誠 郎	
監 査 役	金 井 洋	第一フロンティア生命保険株式会社代表取締役社長
監 査 役	巻之内 茂	弁護士、巻之内・上石法律事務所所長

- (注) 1. 大磯公男氏及び五味廣文氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役は全員が社外監査役であります。  
 3. 社外取締役及び社外監査役につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役松本誠郎氏は都市銀行において内部監査業務に従事し、又、監査役も務めた実績があり、監査役金井洋氏は生命保険会社において融資・審査業務に従事した実績があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 平成27年6月25日開催の第80回定時株主総会において、北野司氏、鈴木利彦氏、五味廣文氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。  
 6. 当事業年度中に退任した役員の状況は以下のとおりです。

退任時の当社での地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
取 締 役	片 岡 博 道	常務執行役員、グローバル事業推進室副室長	平成27年6月25日	任期満了による退任
取 締 役	八 木 隆	常務執行役員、グローバル事業推進室副室長	平成27年6月25日	任期満了による退任

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする旨の契約を締結しております。

## (3) 社外役員の状況（平成28年3月31日現在）

### ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

- ・ 監査役金井洋氏：第一フロンティア生命保険株式会社代表取締役社長  
当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・ 監査役巻之内茂氏：巻之内・上石法律事務所所長  
当社と同事務所との間には取引関係はありません。

### ②他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況

該当するものではありません。

### ③当事業年度における活動状況

当社での地位	氏名	当期の活動状況
取締役	大磯公男	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席しております。保険業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な視点から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役	五味廣文	当事業年度において同氏が取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席しております。財務省（旧大蔵省）及び金融庁（旧金融監督庁）において要職を歴任し、国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識に基づき、客観的な視点から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
常勤監査役	松本誠郎	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会10回全てに出席しております。金融及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な視点から、取締役会等の意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を行っております。また、常勤監査役として、日ごろから代表取締役との意見交換、経営層・管理職層との面談ならびに会計監査人等とのヒアリングや海外現地往査等を行い、当社及びグループ各社の実態把握に積極的に努め、経営陣に対し課題等について日常的に意見を述べております。
監査役	金井洋	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会10回中9回出席しております。保険業界における企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な視点から、取締役会等の意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を行っております。
監査役	巻之内茂	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会10回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、客観的な視点から、取締役会等の意思決定の適法性・妥当性を確保するための質問・意見表明等の発言を行っております。

社外役員全員が、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議にも出席し、当社及びグループ各社の状況把握に努めるとともに、独立した立場で、経営上有用な意見やアドバイスを述べております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人員	基本報酬	ストック・ オプション	賞与	総額
取締役（社外取締役を除く）	9名	139百万円	19百万円	115百万円	274百万円
社 外 取 締 役	2名	15百万円	—	—	15百万円
監査役（全員社外監査役）	3名	25百万円	—	—	25百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額は、平成27年6月25日開催の当社第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。
2. 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役のうち7名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として1億8百万円（子会社による支払いを含む）を支払っております。
4. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）であります。  
（平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議）
5. 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。  
（平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議）
6. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。  
（平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議）

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の状況

該当するものではありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	①当事業年度に係る報酬等の額	②当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	40百万円	40百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な海外子会社であるアイダアメリカCORP.、アイダS.r.l.、アイダグレイターアジアPTE. LTD.、アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.、アイダホンコンLTD.、会田工程技术有限公司、会田鍛圧机床有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する決議を株主総会に提案いたします。

### (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として平成27年4月10日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

なお、当社は既に以下1から10までの各体制を整備しておりますが、引き続きこれを維持するとともにその充実及び改善を図るものといたします。

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の調査を定期及び随時に実施する。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定する。

また、当社はアイダグループ企業倫理ホットライン制度運用規程に沿って、内部通報制度を充実させ、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見を図る。

#### 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応し、当社及びグループ会社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、取締役会、経営会議等において多面的に審議し、その決定に従い、対応する。

#### 4. 当社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社では当社グループの全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告する。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により十分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行をする。

#### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 当社の子会社の取締役等の職務執行の効率性及び当社への報告のための体制

各グループ会社は、当社年度方針に沿って設定した目標とその実施状況について、毎年定期的に行われる事業計画審議会にて報告し、さらに業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

グループ会社は、経営上重要な事項を決定する場合は、グローバル経営管理規程等に基づき、稟議書等で当社に事前申請し、当社の承認を得るものとする。

##### (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、法令若しくは社内ルールの違反又は当該会社あるいは当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は都度、当社に報告することとする。



- (3) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制  
当社は、グループ会社の遵守すべき事項をアイダグループ行動指針及びグローバル経営管理規程に定めるとともに、アイダグループ企業倫理ホットライン制度を導入し、グループ会社の職務執行の適法性を確保する。また、当社管理部門は、グループ各社の遵守状況等をモニタリングする。  
但し、グループ会社の当社への報告及び通報窓口の運用は、現地法に抵触しない範囲で実施するものとする。
6. 当社の監査役の補助使用人とその独立性及び監査役指示の実効性に関する事項  
監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。上記に定める使用人の人事異動及び人事考課については監査役の同意を必要とするものとする。また、当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 当社の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受ける。  
取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告する。  
また、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役監査基準に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。  
当社及びグループ会社は、上記報告者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないように、適切な措置を取る。
8. 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制  
監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。  
また、監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役監査基準に従い、予算化され、監査役が必要と認めるときは、相当かつ合理的な範囲で、弁護士等外部専門家を起用し、その費用を事前又は事後に、会社に請求できることとする。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。

## ②内部統制システムの運用状況の概要

当社では、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会・経営会議等でリスクの共有及び対応を図っております。当事業年度については、取締役会を12回、経営会議を19回開催しております。また、社内外に内部通報窓口を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。当事業年度における内部通報はありませんでした。

グループ会社の経営管理につきましては、グループ各社に役職員を派遣・出向させることに加え、当事業年度においては、グループ会社責任者を一堂に集めて事業計画審議会を2回開催し、年度計画の進捗状況・課題・リスクの共有及びその対策検討を実施しております。

監査役会は、当事業年度において10回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

## (2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、各取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のことを考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様のための判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められるものもないとは言えません。当社は、係る買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

## ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、『環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する』というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するためのさらなる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、経営理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

## ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、又は(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(注2)(以下「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)を対象とする大規模買付ルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針(以下「本対応方針」といいます)を採用することを決議し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします(注3)。

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成25年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

(注1) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(注2) いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

(注3) 必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、係る大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

- ・本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

- ・本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動に係る本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合等、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告の数値は、特にことわりのない箇所について、金額は単位未満切捨、比率は単位未満四捨五入で表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (平成27年3月 31日現在)	当年度 (平成28年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)		前年度 (ご参考) (平成27年3月 31日現在)	当年度 (平成28年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>74,614</b>	<b>68,903</b>	<b>△5,711</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,328</b>	<b>26,940</b>	<b>△6,387</b>
現金及び預金	22,868	22,529	△338	買掛金	9,930	6,882	△3,047
受取手形及び売掛金	22,585	20,105	△2,479	電子記録債務	2,769	1,828	△940
電子記録債権	242	397	155	短期借入金	391	3,163	2,772
有価証券	7,200	7,200	—	一年内返済長期借入金	500	—	△500
製品	2,504	1,473	△1,031	未払金	1,212	1,070	△141
仕掛品	9,318	9,332	14	未払費用	1,244	1,431	186
原材料及び貯蔵品	2,705	2,624	△80	未払法人税等	1,182	1,235	53
前渡金	1,818	1,034	△784	前受金	10,799	7,738	△3,061
未収入金	1,189	1,348	159	製品保証引当金	1,479	1,081	△398
未収消費税等	2,028	1,040	△987	賞与引当金	1,096	1,117	21
繰延税金資産	1,434	1,049	△385	役員賞与引当金	58	60	2
その他	788	953	164	受注損失引当金	80	161	80
貸倒引当金	△69	△186	△117	圧縮未決算特別勘定	1,224	126	△1,098
<b>固定資産</b>	<b>30,511</b>	<b>31,705</b>	<b>1,194</b>	その他	1,359	1,041	△317
<b>有形固定資産</b>	<b>19,233</b>	<b>20,656</b>	<b>1,423</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,543</b>	<b>4,911</b>	<b>367</b>
建物及び構築物	7,688	7,589	△99	長期借入金	1,000	1,500	500
機械装置及び運搬具	4,300	6,604	2,304	長期未払金	424	496	72
土地	5,102	5,062	△40	株式給付引当金	200	238	37
建設仮勘定	1,524	779	△744	退職給付に係る負債	102	99	△3
その他	617	620	3	繰延税金負債	2,441	2,261	△180
<b>無形固定資産</b>	<b>1,121</b>	<b>984</b>	<b>△136</b>	その他	373	314	△59
借地権	654	569	△84	<b>負債合計</b>	<b>37,871</b>	<b>31,851</b>	<b>△6,020</b>
ソフトウェア	449	410	△38	<b>純資産の部</b>			
その他	17	4	△13	<b>株主資本</b>	<b>60,008</b>	<b>63,864</b>	<b>3,856</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,156</b>	<b>10,064</b>	<b>△91</b>	資本金	7,831	7,831	—
投資有価証券	5,804	5,802	△2	資本剰余金	12,415	12,416	1
退職給付に係る資産	519	435	△84	利益剰余金	44,951	48,783	3,832
保険積立金	3,488	3,390	△98	自己株式	△5,188	△5,166	22
繰延税金資産	162	155	△7	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,096</b>	<b>4,748</b>	<b>△2,348</b>
その他	208	308	99	その他有価証券評価差額金	3,056	3,043	△12
貸倒引当金	△27	△26	0	繰延ヘッジ損益	△211	159	371
<b>資産合計</b>	<b>105,126</b>	<b>100,609</b>	<b>△4,516</b>	為替換算調整勘定	3,754	1,211	△2,543
				退職給付に係る調整累計額	496	333	△163
				<b>新株予約権</b>	<b>149</b>	<b>145</b>	<b>△4</b>
				<b>純資産合計</b>	<b>67,254</b>	<b>68,758</b>	<b>1,503</b>
				<b>負債・純資産合計</b>	<b>105,126</b>	<b>100,609</b>	<b>△4,516</b>



連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(単位 百万円)

	前年度（ご参考） （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	増減 （ご参考）
売上高	76,897	75,529	△1,367
売上原価	59,650	57,544	△2,105
売上総利益	17,246	17,985	738
販売費及び一般管理費	9,383	9,947	564
<b>営業利益</b>	<b>7,863</b>	<b>8,037</b>	<b>173</b>
<b>営業外収益</b>	<b>639</b>	<b>517</b>	<b>△121</b>
受取利息	115	86	△28
受取配当金	92	119	26
為替差益	298	192	△106
養老保険満期償還益	28	28	0
その他	104	90	△14
<b>営業外費用</b>	<b>293</b>	<b>189</b>	<b>△103</b>
支払利息	40	48	7
租税公課	32	30	△1
その他	220	110	△109
<b>経常利益</b>	<b>8,208</b>	<b>8,364</b>	<b>156</b>
<b>特別利益</b>	<b>427</b>	<b>10</b>	<b>△416</b>
固定資産売却益	4	10	6
受取保険金	423	—	△423
<b>特別損失</b>	<b>93</b>	<b>46</b>	<b>△46</b>
固定資産売却損	0	3	2
固定資産除却損	91	37	△53
その他	1	5	4
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>8,543</b>	<b>8,329</b>	<b>△214</b>
法人税、住民税及び事業税	2,111	2,213	102
法人税等調整額	226	332	106
<b>当期純利益</b>	<b>6,205</b>	<b>5,782</b>	<b>△422</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>6,205</b>	<b>5,782</b>	<b>△422</b>

# 計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (平成27年3月 31日現在)	当年度 (平成28年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)		前年度 (ご参考) (平成27年3月 31日現在)	当年度 (平成28年3月 31日現在)	増 減 (ご参考)
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>42,410</b>	<b>39,416</b>	<b>△2,994</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,901</b>	<b>11,730</b>	<b>△4,170</b>
現金及び預金	6,271	6,289	18	買掛金	4,809	3,621	△1,188
受取手形	1,356	1,683	327	電子記録債務	2,769	1,828	△940
電子記録債権	242	397	155	一年内返済長期借入金	500	—	△500
売掛金	17,132	13,647	△3,484	未払金	736	715	△20
有価証券	7,200	7,200	—	未払費用	372	355	△17
製品	780	389	△391	未払法人税等	948	764	△184
仕掛品	4,233	4,690	456	前受金	2,382	2,947	564
原材料及び貯蔵品	363	377	13	預り金	38	65	26
前渡金	—	59	59	製品保証引当金	683	379	△304
前払費用	68	72	4	賞与引当金	697	682	△15
繰延税金資産	885	528	△357	役員賞与引当金	58	60	2
未収入金	2,016	1,794	△221	受注損失引当金	—	70	70
短期貸付金	782	1,275	493	圧縮未決算特別勘定	1,224	126	△1,098
立替金	1,026	663	△363	その他	679	114	△565
その他	50	346	295	<b>固定負債</b>	<b>3,676</b>	<b>4,002</b>	<b>326</b>
<b>固定資産</b>	<b>25,910</b>	<b>27,784</b>	<b>1,874</b>	長期借入金	1,000	1,500	500
<b>有形固定資産</b>	<b>10,726</b>	<b>11,432</b>	<b>705</b>	長期未払金	424	496	72
建物	3,658	3,579	△79	株式給付引当金	170	201	31
構築物	94	138	43	退職給付引当金	231	73	△157
機械及び装置	1,275	2,811	1,536	繰延税金負債	1,812	1,707	△104
車輛運搬具	18	38	20	その他	37	23	△14
工具器具及び備品	186	232	45	<b>負債合計</b>	<b>19,578</b>	<b>15,733</b>	<b>△3,844</b>
土地	4,575	4,575	△0	<b>純資産の部</b>			
建設仮勘定	912	56	△856	<b>株主資本</b>	<b>45,737</b>	<b>48,135</b>	<b>2,398</b>
その他	4	—	△4	資本金	7,831	7,831	—
<b>無形固定資産</b>	<b>416</b>	<b>358</b>	<b>△57</b>	資本剰余金	12,425	12,426	1
ソフトウェア	398	356	△42	資本準備金	12,425	12,425	—
その他	17	2	△15	その他資本剰余金	—	1	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,767</b>	<b>15,993</b>	<b>1,226</b>	利益剰余金	30,670	33,044	2,374
投資有価証券	5,776	5,781	4	利益準備金	1,957	1,957	—
関係会社株式	5,443	6,137	693	その他利益剰余金	28,712	31,087	2,374
長期貸付金	—	510	510	配当準備積立金	1,370	1,370	—
従業員長期貸付金	3	1	△1	研究開発積立金	5,400	5,400	—
破産・更生債権等	2	2	—	為替変動積立金	2,000	2,000	—
長期前払費用	10	23	13	株式消却積立金	6,000	6,000	—
保険積立金	3,478	3,380	△98	買換資産圧縮積立金	1,037	1,064	27
差入保証金	18	12	△5	別途積立金	6,710	6,710	—
その他	62	171	108	繰越利益剰余金	6,194	8,541	2,347
貸倒引当金	△26	△26	△0	自己株式	△5,188	△5,166	22
<b>資産合計</b>	<b>68,320</b>	<b>67,200</b>	<b>△1,120</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,855</b>	<b>3,186</b>	<b>330</b>
				その他有価証券評価差額金	3,031	3,025	△5
				繰延ヘッジ損益	△175	161	336
				<b>新株予約権</b>	<b>149</b>	<b>145</b>	<b>△4</b>
				<b>純資産合計</b>	<b>48,742</b>	<b>51,467</b>	<b>2,724</b>
				<b>負債・純資産合計</b>	<b>68,320</b>	<b>67,200</b>	<b>△1,120</b>



## 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	前年度 (ご参考) (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	増減 (ご参考)
売上高	45,054	42,515	△2,538
売上原価	35,552	32,847	△2,705
売上総利益	9,502	9,668	166
販売費及び一般管理費	5,333	5,184	△149
営業利益	4,168	4,484	316
営業外収益	2,587	1,578	△1,008
受取利息	2	12	9
有価証券利息	6	6	0
受取配当金	2,245	1,366	△878
固定資産賃貸料	131	128	△3
為替差益	132	—	△132
養老保険満期償還益	28	28	0
その他	40	35	△4
営業外費用	257	150	△107
支払利息	20	14	△6
固定資産賃貸費用	80	60	△19
支払手数料	79	13	△66
為替差損	—	19	19
その他	76	42	△33
経常利益	6,498	5,912	△585
特別利益	423	8	△414
固定資産売却益	0	8	8
受取保険金	423	—	△423
特別損失	92	46	△46
固定資産売却損	—	2	2
固定資産除却損	91	37	△53
その他	1	5	4
税引前当期純利益	6,828	5,875	△953
法人税、住民税及び事業税	1,193	1,363	169
法人税等調整額	81	187	105
当期純利益	5,553	4,324	△1,228

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該事業年度における体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、又は往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

アイダエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松本 誠 郎 ㊟

監査役（社外監査役） 金井 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 巻之内 茂 ㊟

以 上

平成29年3月に創業100周年を迎える当社は、中期経営計画（平成27年3月期～平成29年3月期）の達成に向け、事業基盤強化を着実に実現し、グローバル市場で持続的な成長を目指しています。

## Topic 1 グローバル市場におけるトップブランドの確立

### 1. 大型サーボタンデムラインの受注

平成28年3月期は、英国自動車メーカーから2ライン、国内自動車メーカーから1ラインをリピート機として受注し、3ラインの合計受注金額は120億円超となりました。

当社独自のダイレクト駆動式によるサーボモーターを搭載したプレス機が高い評価をいただき、当社の大型サーボタンデムラインの受注実績は平成21年度の初号機以降、全世界に13ラインとなりました。

今後も世界最高レベルの生産性と成形性をもつサーボタンデムラインの更なる進化に取り組んでまいります。

地域別サーボタンデムライン受注実績数

【欧州】 ● ● ● ●



【中国】 ● ● ● ● ●



【北米】 ● ●



【東南アジア】 ●



【日本】 ● ● ● ●

●稼働中

●受注（製作中）

### 2. メガサプライヤー（超大手グローバル自動車部品メーカー）の開拓

新市場の顧客開拓を目的とし、グローバルに展開される商談に迅速に対応するため国際ショナル・セールス・チームを立ち上げました。グローバルでの情報一元化を図り、お客さまのニーズに迅速に対応できる体制となったことで、国内外のメガサプライヤーへの新たな取引やサーボプレスの拡販が進みました。特に欧米市場において、新規メガサプライヤーから複数台のサーボトランスファープレスを受注いたしました。グローバルに事業展開している優位性を最大限に活かし、持続的な成長実現を目指していきます。

## Topic 2 更なる事業拡大を実現する基盤の構築

大型サーボタンデムラインの受注拡大を見据えて「工期・コスト」面でも競争力ある商品を提供することを目的に、グローバル共同生産や基盤強化に向け事業展開をおこなっております。

具体的な施策としては以下のとおりです。

- ① イタリア工場増設（平成26年3月期）、アメリカ工場増設（平成28年3月期）、更に中国工場の第二期工事に着工し、今期下期後半より本格稼働に入ります。
- ② 工場床面積の拡充とあわせて、主要大型構造品の内製化拡大を目指します。日本・アメリカ・イタリアに加え、中国工場にも加工設備を新規導入し、12月に稼働開始予定です。また、グローバルな生産効率と安定品質を確保するために、加工設備は同一機種を選定し、プログラム・治工具等々の共通化・標準化を可能としております。
- ③ 全ての生産工場に溶接・加工・組立能力を持たせることで、陸上・海上輸送費の削減に努めております。
- ④ 製造部門は一部の工場を除いて、全て2シフト勤務体制で工期短縮に努めております。また、プレス機の主要ユニットを各生産拠点で分担して生産（共同生産）することで、並行作業が可能となり、更に工期短縮を実現してまいります。



建設中の中国（南通）工場  
11月中旬頃完成予定



拡張したアメリカ工場内に新規導入した大型加工設備  
アメリカ現地生産を拡大するため、技術・製造部門の増員も実施



## 株主メモ

■ 事業年度	4月1日～翌年3月31日
■ 定時株主総会	毎年6月下旬
■ 剰余金の 配当基準日	毎年3月31日
■ 単元株式数	100株
■ 公告方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 [公告掲載URL] <a href="http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html">http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html</a>
■ 株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社

### 株式に関するお問合せ先

#### ◆証券会社等に口座をお持ちの場合

- お取引先の証券会社等にご連絡ください。  
※未受領の配当金につきましては、下記に記載のみずほ信託銀行株式会社証券代行部にご連絡ください。

#### ◆証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)

- みずほ信託銀行株式会社 証券代行部にご連絡ください。  
〒168-8507  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
専用フリーダイヤル **0120-288-324**  
(土・日・祝日を除く 9:00～17:00)



#### WEBサイトのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.aida.co.jp>




# 株主総会会場 ご案内図

日時

平成28年6月28日(火曜日) 午前10時30分  
(受付開始予定 午前9時30分)

会場

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号  
アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室  
電話 042-772-5231(代表)



アイダエンジニアリング株式会社 本社

## 橋本駅南口からの当社送迎バスのご案内



## 当社送迎バス運行時刻表

9:50、10:10

※送迎バス乗り場には案内係がおります。

## 交通のご案内

- JR横浜線・JR相模線・京王相模原線  
橋本駅南口下車徒歩約15分、タクシーにて約5分
- 当日、橋本駅南口より当社送迎バスを運行いたします。
- 株主総会終了後に橋本駅南口までの当社送迎バスを適時運行いたします。

## 当日ご出席いただく株主の皆様へ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



環境保全のため  
植物油インキで印刷しています。